

発行・編集
あわら市商工会事務局（本所） 〒919-0621 福井県あわら市市姫一丁目9-21
あわら市商工会事務局（支所） 〒910-4103 福井県あわら市二面2丁目701
TEL: 0776-73-0248 FAX: 0776-73-7145 TEL: 0776-78-6311 FAX: 0776-78-7801

出典：経済産業省HP

キャッシュレス・ポイント還元事業(キャッシュレス・消費者還元事業)とは…

● 2019年10月1日から2020年6月末まで、対象店舗において、登録されたキャッシュレス決済でお支払いをすると、最大で5%のポイント還元を受けられる事業です。



対象となる店舗は…

- 対象となる店舗は、このマーク がついたお店です。
- 対象店舗は、店頭のパスターに加え、地図アプリやホームページからも検索できます。お店の還元率（5%か2%）や、対象決済手段も確認できます。

5%還元となるお店 ～中小・小規模の店舗～

(例)

ECサイトも対象

(例)

2%還元となるお店 ～フランチャイズチェーン店舗、ガソリンスタンド～

(例)

2020年1月6日からハローワークのサービスが充実します！

厚生労働省は、人材採用をご検討されている企業・団体などの皆さま、仕事をお探しの皆さまが、ハローワークのサービスを快適にご利用いただけるよう、サービスの充実を図ります。

- スマートフォン
- タブレット

ハローワークの求人情報を検索、閲覧できるハローワークインターネットサービスが「スマホ」や「タブレット」にも対応！それぞれの端末の画面に最適化されるため、いつでも、どこでも、快適に閲覧できます。

- 求人者マイページ
- 求職者マイページ

求人者マイページでは、オンライン求人申込みやハローワークへの採否連絡などのサービスがご利用になれます。求職者マイページでは、お気に入りの求人や求人検索条件の保存が可能になり、快適に検索ができます。

- 充実した求人情報
- マッチング支援

求人票が一新！掲載情報量を増やすことで、仕事をお探しの方が希望する企業・団体などの情報を、もっと深く知ることができるようになります。そして、豊富な情報を元に、充実した職業相談・紹介を行い、的確なマッチングを支援します。

多くの求職者の方々に、より詳しい求人情報や事業所情報を提供できるよう、求人票の様式を変更します。求人票からなくなる情報や表示可能文字数が減少するもの、求人票の表示情報を集約するものがあります。

詳細は福井労働局のホームページ「ハローワーク三国からのお知らせ」でご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/news_topics/hellowork_oshirase/mikuni/2288oshirase.html

QRコード



お問い合わせはハローワーク三国までお願いします。

0776-81-3262



放置したままの口座はありませんか？

10年経つと「休眠預金」に

長い間、引き出しや預け入れなどの取引がされていない預金口座はありませんか？ 10年間取引がない預金は毎年 1,200 億円（その後、500 億円程度は払い戻し）程度発生しています。そこで、その 10 年間取引のない「休眠預金」を、民間公益活動のために活用する休眠預金等活用が始まりました。ただし、休眠預金になって手続きをすれば、預金を引き出すことができます。

休眠預金の対象になる預金、ならない預金(主なもの)

対象になる	対象にならない
普通預金、通常預金	外貨預貯金
定期預貯金、定額貯金、定期預金	仕組預貯金
当座預貯金	財形貯蓄
貯蓄預貯金	

休眠預金になると、どうなるの？

10 年間、取引などがなく休眠預金となったお金は、金融機関から預金保険機構に移管されます。その後、公募により選定される団体を通じて、NPO 法人など民間の様々な団体が行う公益活動に活用されます。具体的には、法律により、公益に資する活動として、子ども若者支援、生活困難者支援、地域活性化等支援の 3 分野に活用することとされています。

なお、現在、民間公益活動を行う NPO 法人等に助成、貸付けまたは出資を行う資金配分団体の公募を内閣総理大臣により指定された一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）で行っています。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201907/1.html>

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も。

最低賃金の改定

福井県の最低賃金、令和元年12月24日より適用

福井県最低賃金

時間額 **829円**

福井県最低賃金は福井県内すべての労働者と使用者に適用されます。ただし次の特定最低賃金に掲げる産業に従事する基幹的労働者と使用者については該当する最低賃金が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

- ・ 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 ……時間額 **830円**
- ・ 繊維機械、金属加工機械製造業 ……時間額 **874円**
- ・ 電気機械器具製造業 ……時間額 **857円**
- ・ 百貨店、総合スーパー ……時間額 **829円**

※上記業種に該当する労働者とその使用者については、該当する産業別最低賃金が適用されます。

※通勤手当・家族手当・精皆勤手当・時間外手当等は含まれません。詳しくは、福井労働局賃金室（電話0776-22-2691）までお問い合わせください。

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目9-21 TEL 73-0248